

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人普遍アントロポゾフィー協会－邦域協会日本 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 神奈川県川崎市多摩区寺尾台2丁目8番地1 1-102
に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、スイス・ドルナッハに本部を置く普遍アントロポゾフィー協会の日本における活動本部であり、1923年ルドルフ・シュタイナーによって起草された「アントロポゾフィー協会原則」及び後の「普遍アントロポゾフィー協会規約」（スイス民法61条登記）にもとづき、アントロポゾフィーの学問、芸術、教育等に関する研究と育成、その成果の発表を行い、かつ、アントロポゾフィー協会の中心である精神科学自由大学の活動を育成することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) アントロポゾフィーの学問、芸術、教育等に関する研究とその成果の発表
- (2) 精神科学自由大学における研究とその成果の発表
- (3) 同上の各種行事の企画と実施
- (4) 「普遍アントロポゾフィー協会－邦域協会日本」の運営
- (5) 機関誌アントロポゾフィアの発行
- (6) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 会 員

(構成)

第5条 この法人の会員は、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 本協会の会員は、国籍、身分、宗教、学問的芸術的信条の相違に関わらず、精神科学自由大学としてのゲーテアヌムのような機関を正当と認める人であれば、誰もがなることができる。

- ② 会員として入会しようとする人は、普遍アントロポゾフィー協会理事会が別に定める協会への入会申込書により、理事会に申込まなければならない。
- ③ 入会は、理事会の承認を経て、普遍アントロポゾフィー協会理事会会員の署名をもって行われ、これを本人に通知するものとする。
- ④ 会員は、他の邦域協会からの転入、または、他の邦域協会への転出に際しては、事務局への届出を必要とする。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める普遍会費と日本会費を納入しなければならない。普遍アントロポゾフィー協会のために決められた普遍会費は協会事務局に集められ、そのままスイスの普遍アントロポゾフィー協会に送られる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出して退会することができる。

(除 名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての会員をもって構成する。

(総会)

第13条 当法人の社員総会（以下「総会」という。）は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事（以下「理事長」という。）が招集する。

- ② 5分の1以上の会員の要請によって、会員は理事会に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- ③ 理事長は、前項の請求があったときは、4週間以内に総会を招集しなければならない。
- ④ 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の2週間前までに通知しなければならない。

(決議の方法)

第15条 本協会の精神的な目的と使命に関する事柄は、自由な討議によるものとし、それについての票決は行わない。

総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の3分の1以上が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- ③ やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の会員を代理人として決議を委任することができる。

(議決権)

第16条 各会員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役 員 等

(役員及び監事の設置等)

第19条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

② 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

② 理事長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

③ 監事は、当法人の理事を兼ねることはできない。

④ 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者は、理事総数の3分の1を越えてはならない。

(理事の職務権限)

第21条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

② 理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、会計及び職務の監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも理事及び担当者に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

④ 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総会における議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 理 事 会

(構 成)

第25条 当法人に、理事会を置く。

② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事及び理事長の選定及び解職

(招 集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

② 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第30条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める拡大理事会（運営会）規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年 4月 1日から（翌年） 3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第32条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- ② 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は総会の決議にもとづき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。

- ③ 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て通常総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

② 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、通常総会への報告に代えて、通常総会の承認を受けなければならない。

③ 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(剰余金)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、公益社団法人の認定等に関する法律5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)